

平成16年9月8日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成16年9月8日
開会 13時00分 閉会 13時40分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 古川 稔 副委員長 乾 邦広
委員 野原恵子 佐々木芳男 芳滝 仁 伊東昭雄 額瀬太郎
議長 本保証喜
- 4 説明員
「紹介議員」 永井繁樹議員 中野敏勝議員
- 5 傍聴者
小田良一 堀川貴庸
- 6 事務局
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
- 7 審査事件
請願第1号、郵政事業民営化反対に関する請願
陳情第6号、「教育基本法を堅持し、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」の提出を求める陳情
- 8 審査結果
請願第1号、 「採 択」
陳情第6号、 「採 択」
- 9 審査内容 (下記のとおり)

◇審査内容

(13:00 開会)

○委員長（古川 稔） 只今から総務文教常任委員会を開会いたします。これより議事に入ります。本日の議題につきましては、本委員会に付託されました請願第1号、郵政事業民営化反対に関する請願、及び陳情第6号、「教育基本法を堅持し、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」の提出を求める陳情の2議件の審査であります。

それでは最初に、請願第1号、郵政事業民営化反対に関する請願の審査を行います。

紹介議員であります、永井議員・中野議員の出席をいただいております。紹介議員から説明を受けたいと思いますが、宜しいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（古川 稔） それでは紹介議員の説明を求めます。

○紹介議員（永井繁樹） 2日の日に提案の郵政事業民営化反対に関する請願に関する補足説明をさせて頂きたいと思っております。主文については本会議で読み上げさせて頂いておりますので、ここではその具体的な説明は避けまして、この請願後、紹介するにあたって過日・8月25日ですけれども、郵政事業説明会がございました。この試みというのは今回はじめてというふうに思いますが、現況の郵政事業を国民の皆様にも如何に理解をして頂けるかということで試みた説明会でございます。紹介議員という立場もございまして、説明者の方から説明いただいた内容を的確にお知らせをしておきたいと思っております。お手元に提供されました資料がございましてそれを説明させていただきます。郵便局の設定は1キロちょっとぐらいのところ全国各地に設定されているという位置付けになっております。

ですから他にいろいろな公共施設がありますけれども、その中でも小学校と並んで地域住民にとっては係わりの深い施設として存在しているというであります。皆さんもご存知と思いますが、ユニバーサルサービスということでハガキ・手紙が均一料金で何処にでも配達されるという特徴を持っています。郵政三事業にかかわりましては税金を使わずにこの中から発生する収益で全て賄われている、これ大きな特徴となっております。先程も申し上げましたが郵便局は地域に密着した身近な距離に設置されている施設である。資料の下2つのデータですけれども仮に郵政公社が民営化された場合どうなると思っておりますかという問いに対しまして50%の方が統廃合が進むだろうと、ある面では統廃合に対する不安の印象がここで出てきております。もう1点郵政事業は現状のままが良いかどうかという問いに対しては半数以上が今のままが良いというデータも出ております。資料の3枚目ですが、これは時事通信社からの世論調査という形で出たものでございます。5つ程の間が出ておりますが郵便局が税金を使っていないことをご存知ですかという間に半数以上が知らないよくわかっていないという現況でした。将来の郵便局はどうあるべきかについては、公社のまま・公社での実績を見てというのが約7割以上の回答率になっております。郵便局ネットワークはどうしていくべきかと思っておりますかという答えについては、地域に不可欠な存在であり現在の状況を維持されるべきでないかが6割以上。仮に民営化されたら郵便局はどうなると思っておりますかということについては先程申し上げましたが、統廃合が進む・都市部に集中する、要するに過疎地域に対しては郵便局が無くなっていくという統廃合の結果が出るだろうというのが6割以上。地方自治体と連携してほしいサービスはなんですか、

いま実際に郵便局は自治体と協力していろいろサービスをしております、その中で要望は学童保護や徘徊老人の発見への協力、町づくり活動への参加、地域の人たちの交流場所の提供の他、ごみの不法投棄の見回りなども現況として挙げられていると思います。このように国民の皆さんの世論調査をしますとこのような状況であるのご理解を頂きたいと思えます。次のプリントにあります11項目、現況の郵便局の実態はこうなんですということをまずご理解いただきたい。①、郵便局のサービスは国民の皆様に必要な不可欠なサービスです、これは山間地・離島地もれなく何処にでも誰にでもサービス提供を行っております。これらについて考えた場合国民の皆様に必要な不可欠なサービスを行っているという実態があるということです。利益追求の民間企業でなく国営の公社がいわゆる相応しいのではないかという裏返しになります。②郵便局は郵便について4つのユニバーサルサービスを基本にしています。先程申し上げあげました全国何処にいても同じサービスが受けられます、誰でも同じサービスを受けられる、誰でも同じような経済的サービスが受けられている誰でも均等なサービスが受けられる、また料金も同じ・ハガキですと50円封書ですと80円といった均一なサービスが受けられる。こういった観点からユニバーサルサービスという概念が出てきています。③郵政事業は三事業で効率性の高い事業経営に努めています。これはご存知のように郵便・郵便貯金・簡易保険の三事業を一体として経営をしております。

1箇所と同じ業務をしていることから極めてコストの削減を図っているということになります。これが例えば民営化に持っていくとすれば、それぞれ別々の事業体形を取るとすればある意味においてコスト高になるだろうという意味ですけれども。それと特定郵便局員は1人の職員が郵便・郵便貯金・簡易保険の3つを総合的に取り扱うことになっており、そういう意味からも効率化が図られていることになると思います。④民間宅配のネットワークでユニバーサルサービスは補完しきれません。これは1つの意見なんですけれども民間宅配いま実際に大手民間宅配を採れば270万箇所が想定されます、しかし郵便局の現況では3,100万箇所とこれ推定で行きますと桁外れの数字が出てきております。そういう事から考えますと、郵便局の現在のネットワークでしか出来ないいろいろなシステムの価値評価が出てくるのではないかと、そういう意味でございませう。また郵便ポストが178,160箇所全国に設置されております、この配置によりまして均一な料金で郵便物が出せる・ポスト投函制度が充実しているということでもあります。⑤24,700の郵便局が全国にあまねく公平なサービスを提供しています。これは詳しく説明するまでも無く郵便局ネットワークを活用して日常生活に不可欠な郵便・郵便貯金・簡易生命保険などのサービスをし、それが全てユニバーサルサービスにつながっているというふうに解釈をして頂きたいと思えます。

⑥ひまわりサービスなど国の福祉施策にも大きく寄与しています。これは端的に申し上げますと子ども110番への協力・道路損害などの情報提供。これは災害などがあつたとき郵便局が情報提供をしております、それとSOSネットワークという徘徊性の痴呆老人の発見保護に取り組んでいるというのも現況です。⑦口座手数料・ATM手数料・両替手数料などを無料扱いでサービスの提供をしています。ここが銀行と違うところで銀行の場合は手数料を取りますが、郵便局の場合は手数料を取らないで運営をしております。⑧国営でなければできないサービスがあります。この辺が民間との大きな違いになってくると思えますが、例えば文学・芸術に係るものですか社会福祉を目的とする新聞・雑誌など定期刊行物とか盲人用の点字・農産の種等の郵便物・学術関係に係るものについては、郵便部

の料金を低料金にしたり無料にしたりという施策をとっています。また内容証明とか選挙郵便などに係って公的なサービスをしている、民間ではできない公的でなければできないサービスの一つに挙げられることになります。⑨ポスト投函制度により大きな利便性を提供しています。これは先程申し上げたとおりであります。⑩ふるさと小包の開発で地域産業活性化にも貢献しています。ちなみに取り扱いを申し上げますと平成15年度で2,500業者を超えており600万個以上の小包取り扱いをして、当然地域活性化に繋がっていると判断できます。最後に全国どこにでも配置された郵便局は国民共有の大きな財産です。ということで、例えば民営化されてしまうことになると皆さん新聞報道などでご理解されていると思いますが不採算地域の郵便局は閉鎖される地方切捨てのような業況になって行くであろう、これドイツで民営化をやられた実績があるわけですが10年間で約27,200の郵便局が13,000と半分程度になっているという、世界的なデータとしては残っています。それとユニバーサルサービスの提供は確保されないという心配が残っております、これは郵便の全国均一料金・ハガキ50円、封書80円という制度が距離で郵便の格差が民間になると生じてくるという懸念があります。もう1点、国の財政が大きく揺らぐなか経済運営全体に大きな悪影響を及ぼす、国が現在発行の国債の2割を保有している関係から国の財政に大きく貢献しているという事情がありますので、これを民営化していくと大きな影響が出る。

いま申し上げました11項目と社会的な国民の思いというのが一つのデータになっておりますので、審査いただくときに審査条件の中に現況としての取り入れをして頂きたい。この請願に申し上げたいことは網羅されておりますが、請願提出者の代理で端的に申し上げますと、日本郵政公社が発足して1年数ヶ月でその実績・効果はまだあがっていない、ですから公社として継続させていただいて、早々なる民営化の方向には行ってほしくない、一つの結果を出してからでも十分、それから先の結果に向いて行けるだろうというのが大きな理由になっておりますので審査する中で考慮して頂きたいと思います。

以上で説明を終わります。

○委員長（古川 稔） 紹介議員からの説明が終わりましたので、紹介議員への質問・確認事項等ありましたら、発言いただきたいと思います。

○野原委員 請願書に、行政の支援施策としてワンストップ行政サービスを実施とありますが、その内容について幕別町においてどのようなことが行われているかお伺いしたいと思います。

○紹介議員（永井繁樹） 先程も若干触れさせていただきましたが、地域サービスということになりますから、ひまわりサービス・この中にはこども110番への協力、道路損害などの通報、ごみの不法投棄の監視、SOSネットワークということで徘徊痴呆老人の発見保護という意味から協力している。

○委員（伊東昭雄） 資料の⑦について、口座手数料・ATM手数料・両替手数料等を無料でサービス提供とのことですが、口座手数料・振り込み手数料が無料ということなのか、そうであれば誠に便利でありおおいに利用価値があるものと思うので、詳細について説明を頂きたい。例えば郵便局から銀行に振り込むのも手数料はかからないのか。

○委員長（古川 稔） 専門的分野でありますので、お分かりになる方がおられましたら説明をお願いしたいと思います。

○事務局長（高橋平明） ATMでの振込みは出来るが、郵便貯金口座から銀行口座への

一般的な振込みは不可能であり、その逆の振込みもできない。コンピュータのシステムが違うので出来ないということでもあります。ATMの手数料が無料ということでもあります。

○委員（瀬瀬太郎） 資料の中に世論調査の結果を纏めたものが2種類ありますが、公社のままでよいとするが1つは56.1%・もう一つでは7割以上となっているが、内容の違いなのか。

○紹介議員（永井繁樹） これは調査主体が違うことと調査時期も15年7月と16年3月で日本リサーチセンターと時事通信社の調査結果であることをご理解いただきたい。

○委員長（古川 稔） 他にありませんか。

（「なし」の声）

○委員長（古川 稔） ないようですので、紹介議員への質疑を終わります。

紹介議員の方々ご苦労様でした。

（紹介議員、説明員席より退席）

○委員長（古川 稔） これより質疑に入りたいと思います。ご意見を出して頂きたいと思います。

○委員（伊東昭雄） 紹介議員からの説明で認識を新たにしたところで、民営化されることにより我々へき地の者が不利になるのが目に見えていると思うので、不利にならない方向で行きたいと思っているところであります。

○委員（佐々木芳男） なかみについて知っているようで知らない問題で、なかなか難しいと考える、いま小泉首相がいつている民営化・郵貯と簡保の関係、金融関係については我々素人なのでわからない、大きな金額扱っているところ、これ将来的にどうなるのかなど、銀行との関係・郵貯と簡保この二つわからない面がありますので皆様の承知していることをお聞きして判断したいと思っております。もし分かる人がおられればお聞きかせいただきたいと思えます

○委員（野原恵子） 私の理解の仕方なんです、一番の民営化の旨味は郵便貯金と思えますが、ここに大きな銀行が参入してくる条件というのが民営化になるとおおきということで、この市場を民営化にしてそこえ大きな銀行などが入って大きな利益をあげていくのが大きな目的だというふうに私は捉えているんです。民営化をして利益追求のみで良いのかということでもあります。もう一点は先程から云われております郵便の関係であります、小さな郵便局・過疎地に有る郵便局が民営化で儲けの対象にされますと利益が上がらなければ潰されていってしまう、そこで誰が困るかというところに住んでいる人たちが年金の支払いですとか貯金するとか、小さな所ではお宅まで伺って郵便物を届けてくれる取りに来てくれるなどのきめ細かな本当の住民サービスが無くなってしまふというふうに私は思うんです。ですから民営化というのは国民へのサービスを後退させ大企業に参入し儲けの対象にしてしまふ、そこが一番大きな問題でないかと私自身は思っているんです。

○委員（瀬瀬太郎） 一つに、本来国家公務員として採用されている中で、民営化になると一社員になってしまう。そうなる景気の動向によって大きく待遇に影響が出てくる、国家公務員に比較してということとその辺も人権を無視した影響が出てくるのではなからうかと私は思えます。もう一つには老人への郵便物の手渡し或いは、ワンストップ行政サービスが民営化により無くなるを考える。老人の心のケアの一翼を担っているのではなからうかというような気もする中で民営化になった場合に本当にそれはやれるかと。あとは

先程・野原委員がいったようなことも大事なことでそれらを付け合わして、この2点を強調したいと思います。

○委員（野原恵子） 公社化になってから働く条件がだんだん低下されていく、昨日の新聞にも載っていましたが台風の中バイクで配達に行きなさいと再々管理職から要請されて郵便配達に行って事故に遭うということも実際に報道されていましたが、仕分けなどの部署では深夜労働などがきつくなり精神障害など起きているなど1年経っていないうち既にそういうことが新聞報道されている。それが民営化になったらもっと利益追求ということが強化されていくのではないかと思います、そういう点からも本当に民営化は問題でないかと私は思っています。

○委員長（古川 稔） 他にありませんか
（「なし」の声）

○委員長（古川 稔） ないようですので、質疑を終結させていただきます。

お諮りいたします。質疑で意見も出尽くしたようでありますので、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、宜しいですか。

（「はい」の声）

○委員長（古川 稔） それでは、採決を致します。

請願第1号、郵政事業民営化反対に関する請願は採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○委員長（古川 稔） 異議なしと認め、請願第1号、郵政事業民営化反対に関する請願は採択とすることに決定いたしました。

つぎに、陳情第6号、「教育基本法を堅持し、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」の提出を求める陳情の審査を行います。

本陳情は昨年6月に提出されました陳情と内容をほぼ同じくするものであります。

質疑・ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○委員長（古川 稔） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

つぎに討論に入ります。討論はいかがいたしますか、省略いたしますか。

（「討論」の声あり）

○委員長（古川 稔） 討論との声がありますので、これより討論を行います。

最初に原案に反対の発言を許します。

（「なし」の声）

○委員長（古川 稔） 反対の討論がありませんので、賛成の発言を許します。

○委員（佐々木芳男） 賛成の立場で討論に入りたいと思います。ここに提出されているように終戦後我が国の教育を支えてきた非常に大事な法律であった、しかも平和憲法とあいまって支えられてきた基本法であり、この理念に基づいて現在まで教育がなされてきた、このことについていま何故変えなければならないのかというあたりが私達にはあまりはつきりわからない訳ですけれども、この基本法が有る為に現在の子供達が歪んできたとか子供達の学校教育のあり方が変わってきたとかという、いろんな論議がなされておりますが私はそういうことではなくてやはり財政とかこれを取りまいて環境状況が十分に なされてきたかというあたりにメスを入れるべきであって、この教育基本法をここで変え

て新しい基本法はどのような方向に向いているか見当つきませんが、教育をいまこれから変えていくということについては甚だ疑問を感じますし、なんとか現在のすばらしい教育基本法を堅持して子ども達の平和と明るい生活を進めていきたいものだというふうに考えてこの陳情書に賛成するものであります。

○委員長（古川 稔） 反対の討論がありませんか。

（「なし」の声）

○委員長（古川 稔） 賛成の発言を許します。

○委員（野原恵子） 陳情項目の2番目の事について発言したいと思うんですが、ここには教育予算の拡充のことがかかっているんですけども、国のほうでは教育にかかわる予算を減らしていくとでしております。そういうふうになりますと財政力の弱いところ地域の教育が低下するということになって来るのではないかと思います。教育というのは人を育てるところにお金をかけるということでは国がしっかりと教育にお金をかけるべきで教育予算を取るべきで、教育予算を削るべきではないと私は思いますので、そういう立場でこの陳情に賛成をしたいと思います。

○委員長（古川 稔） ほかに討論ありますか。

（「なし」の発言）

○委員長（古川 稔） 討論を終結いたします。採決を行いたいと思います。

陳情第6号、「教育基本法を堅持し、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」の提出を求める陳情は、採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○委員長（古川 稔） 異議なしと認め、陳情第6号、「教育基本法を堅持し、教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」の提出を求める陳情は、採択とすることに決定いたしました。

以上で、請願・陳情の審査を終了いたします。

審査報告書及び意見書の作成についてお諮りいたします。作成の方法をどのように致しますか。

（「正・副委員長一任」の声）

○委員長（古川 稔） 只今、正副委員長一任の声がありましたので、正・副委員長に一任とすることに決定いたしました。

その他であります、閉会中の所管事務調査についてお諮り致します。

（学校教育に関する事項を調査することに決定～日程は正・副委員長に一任とする。）

（13：40 開会）